財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
230	地域	11	ふじのくに先端医療総合特区	医療機器等開発・参入支援事業	医療機器等の研究開発に対する支援	医療機器関係事業者他	経済産業省	戦略産業支援のための基盤整備事業	拡充	上限額の撤廃	1回目	経済産業省 商情局ヘルスケア産業課 医療・福祉機器産業室	医工連携事業化推進事業	C		医工連携事業における上限額の撤廃に関しては、予算総額の制約下において、一定の採択件数の確保、中小企業における事業規模などを勘案して設定していることから、引き続き、上限額内で適切な執行に取り組んでいく。		b	経済産業省の見解について了解しました。 医療機器等の開発にあたっては、莫大な費用と時間が必要であることから要望したものです。 医工連携事業化推進事業は、技術力はあるものの資金力に乏しい中小企業にとって貴重な支援事業であることから、引き続き予算額、採択件数等の確保や拡充をお願いいたします。		経済産業省から、医工連携事業における上限額の撤廃を求める提案については、引き続き、上限額内で適切な執行に取り組んでいき、要望には対応しないとの見解が示されたが、指定自治体は引き続き予算額、採択件数等の確保や拡充を求めている。 今後、指定自治体及び経済産業省は、それぞれの回答を踏まえ、他の手段等を含め検討し、別途協議を行っていくこと。	Ⅳ
											2回目											
231	地域	11	ふじのくに先端医療総合特区	医療機器等開発・参入支援事業	県が新たに整備する研究開発拠点に設置する機器に対して助成する。	静岡県、公益財団法人静岡県産業振興財団	経済産業省		新規	補助率の拡充	1回目	経済産業省 地域経済産業グループ産業施設課	戦略産業支援のための基盤整備事業	C		本補助制度は自治体で作成した企業立地促進法の基本計画に基づき地域が主体的に取り組む事業に対する支援のため、事業実施主体に一定の負担を求める必要があり、また、被災地向けや中小企業向けといった他の補助制度とのバランスも踏まえれば、現行の補助率（1／2）が妥当であり、補助率の拡充は困難。また、補助率の拡充ができない場合は補助から委託に変更できないかという提案については、本補助制度は先述の基本計画に基づき当該地域における集積業種に係わる施設や機器整備を補助対象としており、現行の補助制度が妥当。		b	経済産業省の見解について了解しました。 成長分野である医療健康産業については、静岡県としても、ファルマバレープロジェクトの推進や新拠点施設の整備などにより、支援を強化しています。 国においても、我が国の産業の国際競争力の強化と地域経済の活性化を図るため、引き続き、支援の継続や拡充をお願いいたします。		経済産業省から、戦略産業支援のための基盤整備事業における補助率（1/2）の拡充を求める提案については、現行の補助制度が妥当であるため対応しないとの見解が示されたが、指定自治体は引き続き支援の継続や拡充を求めている。 今後、指定自治体及び経済産業省は、それぞれの回答を踏まえ、他の手段等を含め検討し、別途協議を行っていくこと。	Ⅳ
											2回目											